主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人渡辺泰彦の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であり、被告人本人の 上告趣意は、違憲をいう点もあるが、実質は事実誤認、単なる法令違反、量刑不当 の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。なお、第一審 判決の法令の適用の項において「弁護士法七二条」とあるは、「弁護士法七七条」 の誤記と認める。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官 全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年二月一七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸		盛	_
裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	<u>4</u>	藤	重	光